

平成29年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成29年3月7日（火）

議事日程（第3号）

平成29年3月7日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	10番	菊池伸也	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	檜村浩治	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	生田目好美	建設部長
根本康弘	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
江幡正紀	消防長	菊池武	教育次長
関正美	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	柳一行	事務局次長
鴨志田智宏	議事係長		

---

午前 10 時開議

○益子慎哉議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第 1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。6 番深谷渉議員の発言を許します。6 番深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） おはようございます。6 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、公共施設等総合管理計画（案）についてでございます。

公共施設等総合管理計画（案）が 2 月の全員協議会で公表されました。その計画では、第 1 章から第 3 章の構成になり、その前に「初めに」として、計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、対象施設、計画期間の項目があります。その最後にある計画期間ですが、次のようにあります。

「本計画は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間を対象とします」とだけ述べてあります。この総合計画だけを最初に目にする市民にとって、なぜ 40 年間が計画期間なのか疑問が出ます。読み進めていくと 20 ページ、32 ページに、初めて 40 年間と出てくるのですが、だから何となく 40 年間なのかなと考えられますが、完全に腑に落ちません。

筑西市でも同様の総合の計画で計画期間は 40 年間ですが、計画期間設定の表現をこうしております。「公共施設白書における公共施設の更新費用の試算は、40 年間の費用を推計していることから、指針の計画期間については、今後 40 年間の基本的目安とします」と、端的に計画期間 40 年間の設定の理由を述べております。本市の計画でも「初めに」では、端的な理由を付けておくべきであると考えますが、ご所見を伺います。

そこで質問の本題であります総量適正化についてでございます。3 年、10 年、20 年、超長期の計画で、最上位計画である市総合計画のもと、5 年ごとに検証、見直しをしていく計画であります。5 年ごとの数値目標が示されておられません。これでは 5 年ごとの検証、見直し基準が不明確であると考えます。2 章 3 項のマネジメントの数値目標に、施設総量の抑制は 30% 程度の削減を見込んでいるとは記載されておりますが、その削減工程が見えてきません。ご見解をお伺いいたします。

次に、充当可能な財源の確保についてでございます。財政的な継続性を確保するために、支出

を減らすだけでなく収入を増やすことも必要であるとの基本的な考え方で、実施指針が3点述べられております。その基本的な方針から少し視点が離れますが、日立市の例を述べさせていただきます。

日立市では、公共施設の借地の現状と課題を示し、公共施設の敷地面積のうち、借地面積の占める割合が約35%あり、借地料の支出は約6億1,000万円です。経常収支比率の硬直化にもつながっていると分析をしております。そして、借地者の世代交代に伴う土地の買い上げ要望、施設の用途廃止に伴う他用途への転用、辺地の取り扱い、借地料の抑制など、多くの課題に取り組む必要性を1つの視点として捉えております。

本市の公共施設の施設カルテ、約500ページ余りには、建物1つ1つの施設維持管理料として、土地の借地料が記載されておりますが、その借地料が当該施設の敷地面積の全部の借地料なのか部分的な借地料なのか、施設カルテの施設現況調査票では判断ができません。今後施設の削減を図っていく上で、借地の部分を含めて判断していかないと、正確な財源の確保の目的に資することができないのではないかと考えます。本市の公共施設の敷地面積のうち、借地の占める割合についてお伺いし、今述べた視点に対してのご所見をお伺いいたします。

続きまして、全庁的な取り組み体制の構築についてお伺いいたします。ちょうど5年前の3月定例会で、私は公共施設の効果的な管理運営方法として、ファシリティマネジメント、いわゆるFMについての質問をさせていただきました。これはデータに基づいた見える化を図り、中長期的な視点からのコスト感覚をもって市全体を考え、経営資源の全体最適化を進めようとするものでございます。私が述べるまでもなく、これからは企業経営と同様に、行政経営においても市長のガバナンスを支援する横組織である人事、財務、情報と、そこに新たな横組織であるFMという機能を持つ担当組織を創設することによって、縦組織である所轄部門は委ねられた経営資源を駆使してそれぞれの事業展開に専念でき、事業の生産性や競争力を高めることができるのではないのでしょうか。そこで本市の全庁的な取り組み体制の構築を具体的にご教示ください。その上で、ファシリティマネジメントに基づいた40年間の持続可能な組織体制についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に、公文書館についてお伺いをいたします。

まず、公文書の管理についてお伺いいたします。

本庁舎内を見渡すと、耐震化によるプレス等で空間が遮られ利用しづらい状況の中、公文書が所狭しと保存されている状況が目立ちます。このような状況で必要な書類を探すときなど、苦労していないのかなどと心配したりいたします。そこで本市の公文書の整理方法、ライフサイクル、保管方法、その維持管理、点検指導体制等、公文書の全般的な管理についてをお伺いいたします。

続きまして、保管場所とレファレンスの対応についてお伺いいたします。長期の保管となっている文書の保管場所はどこにあり、現在その余裕はどのくらいあるのでしょうか。また、市民からのレファレンスに対し、迅速な対応ができる保管となっているのかお伺いいたします。

3つ目として、歴史資料としての重要な公文書の地域資料等はどのように収集、整理、保存されているのかをお伺いいたします。また、それら市民共有の財産を展示して公開することや、古

文書の解説、資料の相談などのレファレンスの対応などはどのような状況なのか、課題とともに伺いをいたします。

続きまして、公文書館の設置についてでございます。

行政の政策決定過程や歴史的変遷を記録した公文書の評価は高まっており、それらを保存する体制の強化をしていくことは大変重要であると考えます。

常陸大宮市では、廃校を活用した県内初の文書館が平成26年10月に開館いたしました。「ふるさとの記憶を未来へつなぐ」をキャッチフレーズに、文書館の責務は貴重な歴史資料を未来に引き継ぐことであると宣言をしております。常陸大宮市の文書館は、行政や各種団体が業務を行う過程で発生する文書を適切に整理、保存、管理するだけでなく、文書を作成した組織の業務運営を生かすとともに公開をしております。また、個人や共同体等の活動記録である古文書や地区で発生、収受した文書の地域資料も保存、公開しております。そのため、公文書館ではなく文書館としております。これらの文書は市民の共有財産であり、過去を知るための重要な手がかりとなり、これらを長く後世に伝え、市民の閲覧、調査、研究に広く利用してもらえるよう適切な保存と公開をしております。本市においてもこのような文書館の設置で未来に責任のある管理体制を構築する必要があるのではないのでしょうか。

最初の質問で、公共施設等の総量適正化を質問したところではありますが、公共施設等総合管理計画には、未利用資源の有効活用として新規整備が必要な施設が生じた場合、未利用資産をその施設に転用して有効活用するとあるように、新規整備として廃校を有効活用した公文書館、または文書館の設置についてのご所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援について伺いをいたします。

私は最近、「子育て支援が日本を救う 政策効果の統計分析」という本を読みました。この書は、日経新聞、朝日新聞などで書評やインタビュー記事が載った話題の書です。著者は京都大学で教鞭をとる社会学者の柴田悠准教授です。保育サービスを中心とした子育てへの投資は経済成長をもたらし、現在の日本の多くの課題をも救っていくということをOECDや世界銀行等の発表しているデータをもとに、統計学的に実証した書籍です。

私は今まで子育て支援が重要であると漠然とした理解でしたが、統計学的、理論的にその重要性が示されたこの書は、「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに、少子化・人口減少対策を先進的に進めている本市の施策の後押しになるとともに、私たちのモチベーションのアップにつながると感じました。そこで子育て支援のさらなる充実を求め、「赤ちゃんの駅」について伺います。

外出時でも授乳やおむつの交換ができる場を提供する「赤ちゃんの駅」の導入が各地で進み、地域によりその取り組み姿勢の違いがあらわれております。そこで本市の公共施設、民間施設の「赤ちゃんの駅」導入状況についてをお伺いいたします。

続きまして、「赤ちゃんの駅」設置に向けた展開についてのご所見を伺います。役所や図書館、各種文化施設等などは、各施設の入り口付近に「赤ちゃんの駅」と書かれたイラストつきの看板が掲げられ、また「赤ちゃんの駅」入り口付近には、のぼり旗を掲げてその存在を乳幼児連れの

保護者等にわかりやすくしている例が多く見られるようになりました。市のホームページでも公共、民間を問わず検索できる場所が多くなっており、その駅内はかわいらしく飾られ、赤ちゃん用のベッド、授乳用のソファなどが置かれ、保護者のほっとする空間となっております。本市はまだ赤ちゃんの駅を意識した展開が不十分と思われるかもしれませんが、今後の展開についてお伺いをいたします。

次に、イベント等における移動式赤ちゃんの駅導入についてでございます。最近、野外のイベント会場などで乳幼児連れの母親が授乳やおむつがえに自由に使えるようにと、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を移動式赤ちゃんの駅として無料で貸し出す自治体が増え、小学校の運動会や各種イベントなどで利用されております。本市でも赤ちゃんを連れた保護者の方が安心して外出できる環境を整備し、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できるよう移動式赤ちゃんの駅を取り入れるべきではないかと考えます。また、この駅は災害時に避難所での設置も有効であります。その導入についてのご所見をお伺いいたします。

最後、学校用品のリサイクル市についてお伺いをいたします。

学校用品のリサイクルで、物を大切にすることをはぐくむことについてお伺いいたします。

今まで本市では、多くの小中学校で統廃合が進んできました。そのたびに処分しなくてはならない多くの教材備品や一般備品等が出てきていると考えられます。それらが全て市内のほかの小中学校で利活用できているとは考えられませんが、今までの処分方法についてをお伺いいたします。

続きまして、廃校になる学校での学校用品リサイクル市を開催し、物を大切にすることをはぐくみ、地域住民との思い出づくりについてをお伺いいたします。

破棄予定の備品や教材等を必要とする方にリサイクルすることで児童生徒が物を大切にすることを学び、もったいないという感覚を再確認するとともに、ふるさとに埋もれている資源を掘り起こすきっかけづくりをするためのイベントとして、学校リサイクル市の開催をご提案申し上げます。傷んだ物、壊れた物であっても、かえってそのことに価値を感じる方が大勢おり、物を大切にすることや、見る人によって物の価値がいろいろ違うと考えさせられるきっかけになると思います。例えば、理科室のフラスコを一輪挿しにするとか、自分が過ごした教室の3年1組という表札が欲しいという方もいるかもしれません。ほかの学校へ持っていっても使えない物もたくさんあるはずですよ。

県北芸術祭のとき、常陸大宮市の旧美和中学校の展示等は、それらのことを教えてくれた気がします。リサイクル市開催により、地域住民との思い出づくりとなり、新たな出発が生まれることを願ってご提案申し上げます。そのご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 公共施設についての常陸太田市公共施設等総合管理計画（案）に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、建物系施設の総量適正化についてでございますが、本市では本計画の策定に向け、平成25年度に建物系施設を対象とした公共施設白書を作成しております。その中で、今後40年間の公共施設の更新に係る財源不足額を総額で約500億円と試算し、市民に公表しております。よって、本計画につきましても、計画期間を公共施設白書と同様の40年間と定め、本計画に示しております。

本計画における総量適正化の目標といたしまして、財源不足額約500億円の縮減を掲げ、推進を図ることとしております。公共施設のマネジメントは長期にわたることから、40年間を短期の3年以内、中期の10年以内、長期の20年以内、そして超長期の4期にわけて取り組むものとし、人口動向や財政状況、社会経済状況の変化等に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしております。

計画の目標である約500億円の縮減額につきましては、目標設定に係る全施設を対象としたシミュレーションにおいて、5年ごとの縮減額としてそれぞれ約46億円から約86億円の推計を行っており、平成29年度に策定予定の公共施設再配置の基本方針の中で5年ごとの削減工程を示し、目標達成に向けた取り組みを行うこととしております。

最初の質問でございます40年間の期間設定の理由も含め、この計画の内容につきましては、今後開催を予定しております説明会において市民にわかりやすく説明をしまいたいと考えております。

次に、建物系施設等に充当可能な財源の確保についてでございますが、本計画において財源の確保を基本方針の1つに掲げ、その実施方針として、建物や土地の貸し付け、売却等による未利用資産の有効活用、施設使用料等の見直しに伴う受益者負担の適正化等を示しております。

なお、借地につきましては、計画対象となる建物系施設282施設中、102施設に存在しております。借地の取り扱いにつきましては、人口動向等の状況変化等を踏まえて、市民へのサービス水準を確保しながら、提供方法の見直しを図っていくことが統計学の基本的な考え方であることから、借地料の観点のみによって計画の取り組みが変更されるものではございませんが、更新をしないとした施設の借地を返還することによる財源確保を目標達成に向けた推進方策の1つとすることとしております。

最後に、全庁的な取り組み体制の構築についてでございますが、公共施設の統廃合や複合化等の再編、再配置を実施していくためには、各部課等を横断的につなぎ、全庁的な視点に立った総合調整が求められます。本市におきましては、本計画の策定に当たり、各施設所管課の課長を委員とする策定委員会を設置し、計画案を取りまとめたところでございます。今後も策定委員会において進捗状況等の情報共有を図りながら、取り組みの推進を図ってまいります。

また、全ての職員がファシリティマネジメントを十分に理解して取り組むことが重要でございますので、昨年11月に職員向けマネジメント研修を開催いたしております。今後におきましても同様の研修会を引き続き開催してまいります。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 公文書館について、総務部関係の3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、現在の公文書管理についてでございますが、本市におけます職務上作成し、または取得した文書、いわゆる行政文書の管理につきましては、常陸太田市文書取り扱い規程に基づきまして、文書の整理、保管、保存、廃棄を行うことと統一しておるところでございます。

文書整理の手順でございますが、保存年限や文書分類番号、細分類番号等を記載いたしまして簿冊管理を行い、簿冊ごとにつづり込まれる文書の目録を付し、一定期間課内に保管をした後、保存期間が終了するまで書庫に保存いたします。

保存期間でございますけれども、市議会に関する重要な物を初めまして、条例、規則の原議、行政事務の重要施策に関する物等を永年保存といたしまして、その他の文書は基準に基づき10年、5年、3年、1年の保存期間を定めておりまして、保存期間が過ぎた文書につきましては、各部署において破棄をしているところでございます。

現在、各部署において文書を管理している状況ではございますが、市町村合併から10年以上が経過をいたしまして、この間、機構改革等により市役所内の組織や所管事務が大きく変わってきており、文書管理自体の形骸化が見受けられますことから、改めまして職員研修等を行いながら適切な文書管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、保管場所とレファレンスの対応についてでございますが、事務スペース内におけますキャビネット等で文書の管理を行い、一定の期間保管をした後に、本庁舎、分庁舎、各支所及び旧保健所等の書庫に文書を移しかえ、保存をしているところでございます。保管、保存のスペースでございますが、規程のとおり廃棄等を行うことで十分に確保ができるものと考えているところでございます。

また、市民の方が行政文書の閲覧を希望される場合には、まず、担当部署において対応した上で、一般的に閲覧できる文書につきましては即時閲覧に供し、担当部署が特定できない文書につきましては情報政策課において対応しているところでございます。

次に、廃校を活用した公文書館設置についてでございますが、公文書館の設置運営について定めました法律であります「公文書館法」に基づく施設につきましては、平成28年4月現在で、都道府県では37団体、政令指定都市では9団体、市区町村では27団体、合計73の自治体において設置をされており、県内におきましては、議員ご発言のとおり、常陸大宮市において廃校を活用した文書館が平成26年に開館をしているところでございます。

本市といたしましても、保存期間が満了した行政文書の整理や個人所蔵資料、地区、団体、寺社等が所蔵する、いわゆる古文書などの取り扱いについて明確な基準や方向性が定まっていない状況にありますことから、先進事例等を参考にしつつ廃校の利活用などを視野に入れながら、設置に向けまして関係部署と研究・検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 ご質問の歴史資料としての重要な公文書、地域資料等の収集、整理、保存の状況と課題についてお答えいたします。

歴史資料としての収集、整理、保存につきましては、合併前の各市町村史編さん事業として、個人や地域の資料の所在を把握するとともに、合併後は茨城県立歴史館や茨城大学と共同で資料調査を行い、天神林町を初め、東染町、東連地町などの江戸時代から昭和にかけての町会所蔵文書について目録を作成し、一部は郷土資料館で寄託を受けて展示し、公開しております。

一方で、いわゆる公文書については、さきの市町村合併や東日本大震災に関する文書を初め、現在使用している文書の中にも50年後、あるいは100年後には歴史的価値を有する文書になり得ることも考慮し、将来的に当市の歴史を知る上では重要となることが予想される文書については、歴史的資料の観点から収集、保管に努めているところであります。

これらの資料の収集、整理、保存に当たりましての課題としましては、まず、収蔵施設であります。郷土資料館収蔵庫についてはまもなく不足することが予想されますことから、今後の収蔵場所の確保が必要となります。また、古文書と呼ばれる江戸時代以前の文書につきましては、文書を解読できる専門的知識を有する体制の整備が必要となっております。さらに、地域や個人が所有する古文書等の歴史資料については、世代交代などにより古文書等の歴史的資料の散逸が懸念されておりますので、50年後、100年後の将来に常陸太田市の歴史を伝えることができるよう市民に呼びかけを行いながら、今後も継続して収集、保存に努めてまいりたいと考えております。

今後とも歴史資料としての重要な公文書、地域資料等につきましては、関係部署と連携を図りながら、これらの課題を解決して、収集、整理、保存に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校用品のリサイクルで、物を大切にすることをめぐむことについてのご質問のうち、まず、学校の統廃合による教材備品、一般備品等の処分方法についてのご質問にお答えいたします。

学校の教材備品や一般備品につきましては、どの学校でもおよそ300以上の品目がございます。この中で統合に際し廃校となる場合、まず、その学校の記念となる物品については、教育委員会で1カ所に集めて保存、管理しているところであります。その他不要となった備品等の処分につきましては、基本的には経年劣化により使用に耐えない備品について廃品として処分しているところでございますが、中にはまだ使用できる状態の備品も数多くあります。現在これらの備品については、初めに希望する市内の幼稚園や小学校、中学校等、あるいは教育関係施設に優先して支給し、有効活用を図っているところであります。それでも余っている場合には、市役所全体に廃校備品の有効活用についてお知らせをし、希望する部署等で使っていただいているところであります。

例を挙げますと、放課後児童クラブに児童用の運動遊具を提供して、少子化、子育て支援の一環として役立てているところもあります。また、昨年7月にオープンした道の駅ひたちおおたでは、事務用机やテーブル、ロッカー等を活用していただいております。

次に、廃校になる学校での学校用品リサイクル市を開催し、物を大切にすることをめぐみ、地域住民との思い出づくりについてお答えいたします。

学校統廃合による教材備品や一般備品等の処分につきましては、基本的には前に述べた従来の

方法で対応していきたいと考えております。ただ、これまで地域の文化の府として存在してきた学校は、児童生徒の教育のための施設だけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有し、卒業生や地域住民の方々にとっては大変思い入れの深い施設でもありまして、自分たちが使ったなじみのある物品については思い出に残るものと考えますので、今後地域の方々に活用してもらえるような方策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 子育て支援についてのご質問で、赤ちゃんの駅についての3点のご質問にお答えをいたします。

そもそも赤ちゃんの駅とは、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるようにするために設置されました自由におむつがえ、あるいは授乳ができる場所の愛称、あるいは指定された場所などを総称する呼称でございます。本市では公共施設におきましては、平成24年度に市民交流センター及び市役所本庁舎福祉相談室の2カ所に導入をしてきたところでございます。

また、赤ちゃんの駅としては周知いたしておりませんが、おむつ交換台、授乳スペース、あるいはこれらの機能を兼ね備えました多目的トイレを有する施設といたしまして、山吹運動公園親水広場、道の駅ひたちおおた、総合福祉会館、保健センター、温水プール、JR常陸太田駅などがございます。

また、民間施設におきましては、スーパーマーケット、ファミリーレストラン、ドラッグストア、自動車販売店、携帯電話販売店などの商業施設や医療機関などにおいて既に設置されており、さらに新設、あるいは店舗の改修などに合わせまして、同様の機能を有するスペースの確保が図られてきているものと承知いたしております。

続きまして、赤ちゃんの駅設置に向けた展開についてのご質問でございますが、前段のご質問でお答えいたしましたとおり、公共施設あるいは民間施設ともに、子育てに優しい施設づくりが一定程度推進されてきていることから、今後は赤ちゃんの駅の名称の使用や登録、表示の統一など、わかりやすい表記、周知方法を子育て世代の皆様のご意見を伺いながら検討を行い、実現していくことによりまして、さらなる普及、推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、イベント等における移動式赤ちゃんの駅導入についてのご質問でございますが、現在のところ、市では専用の移動式赤ちゃんの駅等は保有してございませんので、子育て世代が気軽にイベントなどに外出できるようにするため、屋外で開催するイベント等に際しまして、必要に応じて、現在市で6基ほど保有しております災害用のテント式のプライベートルームなどを効果的に活用いたしまして同様の機能を確保することができるのではないかと考えているところでございますが、いずれにいたしましても各種イベントなどを主催する団体、あるいは所管課など関係者のご意見等を十分伺いながら、議員ご発言の専用の貸し出しテントの導入なども含めまして検討を進めてまいりたいと存じます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

初めに、公共施設の総合管理計画についてでございますけれども、総量適正化でございますが、先ほど例として取り上げました筑西市では、施設総量の縮減として、公共施設全体の総面積を20年間で20%削減すると明確に述べております。また、日立市でも計画期間27年間で、市民1人当たりの延床面積を全国平均並みの4.5平米まで縮減としております。

本市の総合管理計画の第1章で、施設保有状況の他自治体との比較として、市民1人当たりの延床面積を比較して表現をしておりますけれども、床面積の削減で総量適正化を示したほうが一貫性があるのではないかと考えられます。

私は、最初のご答弁のコスト削減額の目線は行政側の目線であって、市民の目線は床面積の削減目標だと考えますが、そのご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 当市の計画におきましては、床面積の縮減ではなく、コストの削減額での目標設定を行っております。これは施設の更新費用に加えまして、維持管理費の縮減、土地の売却、人件費の削減、また、施設の長寿命化策の実施などによりまして、さまざまなコストの削減策によって財源不足額の確保を達成するために設定したものでございます。施設の床面積の縮減を目標とするのではなく、市民が必要な施設及びそれに係るサービスを可能な限り維持することを前提に、さまざまなコストの削減策によって財源不足額の確保を達成するため設定したものでございます。有効な目標設定であると考えてございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 床面積なのかコスト削減の目標なのかということの争点でありますけれども、お互いリンクしていることでもありますので、本市ではそういったコスト削減の目標を設定するという内容等理解をいたしました。

続きまして、建物系の施設282施設中102施設に借地が存在しているということのご答弁でありました。各公共施設の敷地面積のうち借地面積の占める割合は、現時点では詳細がわからないということよろしいのでしょうか。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 借地面積でございますけれども、平成29年度に策定予定の再配置の基本計画の策定に向けまして、現在最終的な借地の面積を集計中ではございますけれども、本計画の策定過程におきまして、計画の対象となります建物家施設の借地面積、約287.3万平方メートルでございますが、そのうちプラト一里美の敷地で小里財産区から無償借地をいたしております土地を除いた面積でございますが、全体の約6.2%、17.7万平方メートルになるということを現在把握いたしてございます。

以上です。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 各公共施設の敷地面積のうち、借地面積の占める割合を今後公共施設白

書に明確に示したほうが公共施設削減時のよい判断材料になるのではないかとお考えを伺います。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 公共施設削減検討の材料といたしまして、借地面積の割合でございますけれども、借地返還額について試算をいたしましたところ、本計画の目標である500億円の削減額の中で0.2%、約1.2億円でございますが、今後借地を返還することによってシミュレーションの中では削減ができることといたしております。今後策定をいたします公共施設再配置の基本方針の中で、当然それらも考慮してまいります。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。

本市は、日立市などと違って借地面積がそれほど多くないということで理解をいたしております。今後公共白書等も精査しながら進めてもらいたいと要望いたします。

続きまして、公文書館についてでございます。まず、現在の公文書の管理について伺います。

本市の文書管理は伝統的な簿冊管理方式ということでございます。「公文書管理法」に求める公文書館の要件を満たすためには、少なくともファイリングシステムを導入することが必要であるとの見解が多く見られます。その導入について業務改善につなげている自治体もございます。簿冊管理とファイリングシステムについて、どのようなご認識があるのかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 簿冊管理とファイリングシステムについての認識でございますが、ファイリングシステムは作成した文書の整理や保管文書をどのように書庫に移すか、何年間どのように保存、廃棄するかなど、作成した文書の保管から廃棄までの一連の仕組みを構築することで文書を適切に管理できる機能があるというふうに考えてございます。

現在の文書取扱規程及び簿冊管理の運用におきましても、各簿冊ごとに文書目録を作成いたしまして、これを管理することにより、基本的にはファイリングシステムと同等の取り扱いが図られるものと考えておりますが、1回目のご質問でお答えをいたしましたとおり、現行の文書管理自体が形骸化をしております状況を踏まえまして、職員研修等を行うなど本来の文書管理の役割が機能するよう見直しを含め、庁内におきましても周知徹底をしておりますとともに、行政文書の取り扱い方についての考え方が時代とともに変わってきておりますことから、より効果的かつ適切な文書管理が図られるように、ファイリングシステムの導入につきましても研究、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) おおむね理解をいたしました。

このファイリングシステムでございますけれども、平成4年に早くからこのシステムを導入した我孫子市では、職員の退庁時には文書は全てキャビネットにおさめられ、パソコンもキャビネット等の中に施錠されて収納し、机の上はすっかり何も無い状態の滑走路状態になっているようでございます。

我孫子市での導入の狙いは、文書の私物化を防ぎ、組織そのものとして共有化を図ること、そしてまた、担当者以外でも目的の文書を速やかに探し出せるようにすること、文書を保存すると同時に廃棄システムを制度化すること、そしてまた、文書が執務室内にあふれ円滑な業務執行を阻害しているため執務環境を改善することという4点を狙いとしているそうでございます。

職員の方が常日ごろ扱っている文書は、住民から付託されている公文書でございます。それを管理していくことは全ての職員の責務であり、重要な自分の仕事でございます。机の上や執務室の乱れは行政事務の乱れであるとの意識が必要であると思います。公文書管理の改善に向けた意識改革をこれからもしていくというお話でございましたので、ぜひとも定期的に意識改革をチェックしていただきたいなと思っております。

続きまして、公文書館の設置についてでございます。庁内での公文書館の見直しとともに、市民の共有財産である貴重な公文書や地域資料を後世に伝えることは自治体にとって大変重要な責務でございます。公文書館または文書館の設置に向けて関係部署と研究、検討していくということでございますので、視察や、また講習などを受けながら定期的に庁内での意思統一を図っていただくよう要望いたします。

3点目の子育て支援の赤ちゃんの駅についてでございますけれども、おおむね理解をいたしました。本市ではまだ、答弁にありましたようにわかりやすい表示がなく、インターネットにも全く公表されていませんので、そういったわかりやすい表示をまずして、市民に周知を図っていただきたいなと思います。

そしてまた、移動式赤ちゃんの駅も6基ほどのテントを応用できるということでもありますけれども、つくばみらい市なんかを私も見たんですけれども、そのテントもきちんと「赤ちゃんの駅」ときれいに書いてあって、本当に寄ってみたい、中を見てみたくなるような、そういった感じの設置の仕方なんです。ですから、そういった施設を参考にしながら、ぜひとも導入に向けて動いていただきたいと要望いたします。

最後になりましたけれども、学校用品リサイクル市についてであります。これも要望にとどめますけれども、広島県の庄原市では、昨年3月に廃校になった小学校で、第2回目の「廃校ノスタルジア in 庄原」というイベントを開催しております。忘れられ捨てられるのではなく、新たに脚光を浴びられる場所に送り届けたいという思いからこのイベントは動き出したということでございます。6校の小中学校の学校備品を対象として、学校備品の販売のほかに、会場となった小学校の当時の児童の作品を展示したり、小学校の歴史を振り返る空間なども用意し、楽しく過ごせる企画も用意したそうでございます。売り上げは全て教育費に充てるということであります。その当日は2,600人以上の方が来校して、開催前から長蛇の列となったそうでございます。

前向きに検討していただけるようでございますので、ぜひ市民との思い出づくりとして、斬新な企画で開催をしていただきますよう要望いたして、私の質問を終わりにいたします。本日はどうもありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からあと5日で6年になります。原発事故では避難者がいじめに遭い、ひきこもりや自殺者も後を絶ちません。原発事故さえなければふるさとでの一家団らんを奪われることもなかったのという悲痛な声もテレビなどで流れました。

福島第一原発事故は原因の究明が尽くされず、事故収束の見通しも全く立っておりません。ところが政府と電力会社は事故後、ほとんどの原発が停止していても電力は足りているのに原発を再稼働させようとしております。事故の反省も生かさないうで、原発に固執し、住民の安全よりも電力会社の経営を優先するのは全く許せません。

九州電力川内原発1、2号機と四国電力伊方原発3号機を稼働させ、これに続いて九州電力玄海原発3、4号機や関西電力大飯原発の3、4号機についても規制委員会の審査を終え、再稼働をしようとしております。法律では、原発の運転は40年が原則で、40年を超えた原発の運転を延長するのは例外だと政府は説明してきましたが、原子力規制委員会は昨年、関西電力高浜原発1、2号機と美浜原発3号機について審査し、適合すると次々認めました。法律で決まった40年廃炉の原則さえほごでは、規制委員会の審査はますます信用できなくなります。

福島第一原発の事故後改定された規制委員会の審査基準は、地震や津波の基準を見直しただけです。審査に適合すると認められたからといって安全というわけではありません。事故が起きた場合の対策も間に合わせで、肝心の住民の避難態勢は規制委員会の審査の対象外で、自治体任せになっております。再稼働する場合の同意も県と原発が立地する自治体だけなので、周辺の自治体から異論が相次いでおります。事故が起きれば被害が予想される自治体にさえ同意を求めないのは重大欠陥です。

最初に、原発事故について、1、東海第二原発の再稼働と避難計画について質問いたします。

私は住民の命と暮らし、そして、ふるさとを守る立場から、一貫して東海第二原発の再稼働に反対し、廃炉を求めて何度も取り上げてきました。今回、3点伺っていきたく思います。

東海第二原発は東日本大震災以降停止したままです。日本原電は2014年5月、再稼働に向けて適合性審査の申請を提出し、現在審査中です。東海第二原発は2018年11月をもって40年となり、原子力規制委員会に対し、運転期間延長認可制度への申請が必要となる時期は今年の8月28日から11月28日までの3カ月間となっております。

周辺6自治体の首長で作る原子力所在地域首長懇談会座長が山田修東海村長ですけれども、2014年に今後に係る判断を求めるときの前までに協定を見直すとする覚書を原電と交わしております。原電は、東海第二原発の運転期間の延長を申請する秋までに協定を見直す必要があります。そこで、3点伺いたいと思います。

1点目は、昨年12月21日の非公式会議、今年2月9日、協定の見直しを再度求めた原子力所在地域首長懇談会の内容について伺います。

2点目は、避難計画についてです。避難先が太子町と福島県と説明をされてきました。その後の広域避難計画の進捗状況について伺います。

3点目、2月1日の東京新聞によりますと、原電は非公開会議で東海第二原発の安全協定見直しは再稼働後の協議に言及したと報道しました。市長はこの間、安全協定の見直しが完了した時点で避難計画の実効性を検証した上で、再稼働や20年延長について判断していくと答弁をされておりますけれども、原電は安全協定の見直しをしないで20年延長手続の申請をしようとしております。再稼働について市長の考えをお伺いいたします。

2番目に、介護保険について。(1)要支援1・2の利用者の訪問・通所介護を自治体の事業に移す、介護保険制度から外す、「総合事業」について質問します。

私は総合事業に関連する一般質問を2014年6月と2015年3月にしております。これは2000年に始まった介護保険制度、2014年6月に「介護保険法」の制度開始以来の大幅な改定が行われて、特に要支援1と要支援2を介護保険制度から外しました。これは大きな問題だと一般質問で取り上げて、サービス低下につながらないように対応を求めました。その多くは2015年4月から施行されていますが、要支援サービスを見直す総合事業は、本市では3年の移行猶予期間で準備され、今年4月からスタートし、2017年度内に完全移行することとしております。

現行の要支援1、2の方々の予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護については地域支援事業の中で総合事業として実施されることとなります。地域の実情に合った柔軟な取り組みにより、効率的かつ効果的にサービスを提供できるように理由づけされておりますけれども、これは端的に言えば、掃除や買い物などの生活援助、家事援助について、必ずしも介護の専門職によって提供される必要がないとして、新たな担い手に移行し、保険給付を減らそうとするものです。総合事業について3点伺います。

1点目は、要支援1と要支援2のサービス対象者数について伺います。2点目に、多様な提供主体の確保がどのように進んでいるかについて伺います。3点目、今後の総合事業の実施について、現行相当サービスでの提供を進めることについてご見解を伺います。

3番目に、保育所待機児童解消対策について伺います。

保育問題が国政の重大課題になっています。「保育園に落ちたのは私だ」という匿名のブログをきっかけに、保育園に子どもを入れることのできない親たちの怒りと運動が広がっています。問題の所在がどこにあるかというと、1つは認可保育所が決定的に足りないということ、そしてもう一つは、保育士の労働条件が劣悪なため、保育士が不足しているということだと思います。ところが政府の対策は、この根本解決に背を向けて、一層の規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げを行おうというもので、これは公的責任を放棄するものだと言わなければなりません。

さて、本市の待機児童の実態と待機解消対策について伺います。

昨年9月5日付の茨城新聞1面を見て、一瞬衝撃を受けました。本市の潜在的待機児童数が92人で、県内では水戸市、つくば市に次いで3番目に多いという調査結果です。昨年、2016年4月1日現在の潜在的待機児童については解消したと認識しておりますけれども、2017年度4月1日からの入所はどうか、その実態、潜在待機児童数と内訳などについて伺います。

2点目に、待機児童解消対策について伺います。

(2) 保育士不足対策についてです。保育士の平均年収は、全産業の平均年収より166万円も低く、抜本的増額が緊急の課題となっております。国家資格が必要な専門職でありながら、命を預かる責任の重さにふさわしい賃金水準ではありません。潜在的な保育士はたくさんおります。国は2017年度からの保育士の処遇改善を打ち出しましたけれども、その内容を見ますと、月額6,000円の引き上げと、ベテラン保育士の賃金を4万円程度引き上げるといっていますが、全産業の給与水準には到底及びません。保育士はハードワークの上、子どもの命と直結するリスクは高く、専門性が問われる仕事です。保育士を安定的に確保するため、処遇改善予算を抜本的に増額することを国に要望することは必要です。

1点目に、国に保育士の賃金引き上げを求めることについて伺います。

2点目は、市独自の支援を行うことについて伺います。潜在的待機児童数と待機児童数が県内で2番目に多かったつくば市は、常勤保育士の家賃助成を行っております。また、千葉県船橋市では、給与上乘せ補助として、年額で最大36万5,900円を支給しております。また、浦安市では、国の地方創生交付金を活用して、保育士に対する就学資金貸付制度を実施しております。本市の公立保育所の保育士の雇用形態、正規職員から非正規職員へと非正規化が進んでいます。子どもの権利を保障するには、公・私立、認可・無認可の区別なく、保育施設で暮らす全ての乳幼児に等しく最善の保育をしなければなりません。本市の支援策について伺いたいと思います。

4番目に、子どもの体力づくりについて、(1)子どもの体力づくりの現状と課題について伺います。

1点目は、子どもの体力づくりの現状と課題についてです。小学5年生、中学2年生の体力、運動能力を調べる体力テストが毎年行われております。本市の結果は、県平均より下回った種目もありますけれども、大体どの種目においても県平均より上回っております。また、全国平均も上回っております。しかし、一人ひとりの結果を見れば、県、全国平均よりはるかに高い運動能力を持つ子どもさんや、また反対に平均より下回る子どもさんもおられます。その現状と今後の取り組みについて伺います。

2点目は、子どもの健康・生活実態調査についてです。子どもの体力の現状として、文部科学省が行っている体力・運動能力調査によりますと、現在の子どもの体力・運動能力の結果をその親の世代である30年前と比較すると、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下しております。子どもの体力低下は、保護者を初めとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べて軽視する傾向が進んだこと、生活の利便性や生活様式の変化により、日常生活における身体を動かす機会が減少したことに原因があると指摘されております。今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していくことが必要だと思います。

さらに、社会全体の背景からの対策も必要になっていると思います。今、日本の子どもの貧困率16.3%、6人に1人へと悪化の一途です。貧困が子どもの健康や生活状況への影響をつなぐ経路を明らかにする。その経路、要因への対策を検討して、市が優先的に取り組む対策を定めることも重要です。

東京都足立区教育委員会では、2016年度に小学1年生全員を対象に子どもの健康・生活実態調査を実施して、健康支援、生活支援の推進、相談機能の連携強化の推進などに着手しております。子どもの健康・生活実態調査、アンケート調査を行って、総合的に常陸太田市の子どもたちの体力づくりを推進していく必要があると思っておりますけれども、ご所見を伺います。

5番目に、市営住宅について、(1)市営住宅の連帯保証人の条件緩和について質問をいたします。

市営住宅の入居や更新の際に2名の連帯保証人を求められ、頼める人がいなくて大変困っているという声もよく聞きますし、私も実際何人かの方々の相談を受けまして、連帯保証人探しに協力、参考意見を述べたこともあります。

市の条例では連帯保証人について、連帯保証人は独立の生計を営み、かつ確実な保証能力を有する入居者の親族か、市内に居住し、または勤務する者のいずれかに該当する者で、市長が適当と認める者でなければならないとなっております。連帯保証人の条件が大変厳しくなっております。市営住宅は低所得者のために低家賃の住宅を提供することも目的の1つです。本市の連帯保証人の条件を厳しくすることは、低所得者の入居を大変困難にします。低所得者でも誰もが入居しやすくするために、連帯保証人の条件緩和を求めたいと思います。

4点について伺います。1点目、連帯保証人を2人から1人にする。2点目、親族は県内でも認めること。3点目、収入が少なくても認めること。4点目、生活保護世帯の場合、連帯保証人は免除すること。この4点についてのご所見を伺います。

6番目に、就学援助制度について、(1)入学準備金について質問いたします。

3月の卒業、そして4月の入学の時期となりました。昨年12月議会でも、入学準備金が必要な時期に間に合わないことや、文科省も児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知している、市町村に引き続き働きかけていく、このような国会の答弁があったことなども紹介しながら、支給が7月になっている入学準備金の前倒し支給の実施を求めてきました。

これに対してどのような答弁だったかといいますと、児童生徒の進学先が確定してからの就学援助の認定が事務処理上妥当であること、また、前倒しで援助金の支給を行ってから進学前に市外に転出した場合には援助金の返還が生じてしまうなど事務処理に支障を来すことも考えられるので、援助金の支給時期の前倒しは望ましくない、県内どこの市町村も実施していないと、このような答弁でした。

先ごろ守谷市では、入学準備金の前倒しを決めました。平成29年度入学の児童生徒が入学に必要な費用の一部を入学前に支給するということです。概略を紹介しますと、小学6年生で平成29年2月1日現在、準要保護認定を受けている場合は申請は必要なく、準要保護認定を受けていない場合は、1月中に申請して認定されれば支給対象となると。また、小学新1年生について、平成29年1月中旬以降に就学通知の発送時に小学校入学準備金の案内を同封して申請手続きをしてもらうという内容のものです。守谷市のように、制服購入など出費がかさむ中学入学時に間に合うように支給するのも大変必要だと思います。

東京都また北海道など、今、全域でこの前倒し支給が広がっております。例えば北海道室蘭市の場合では、前々年の世帯所得をもとに対象世帯を決めることにして、時期を前倒しして支給をしている。また、本当に親切に取り扱っているなという実態を挙げますと、転出する場合、市外に転出しても新入学準備金の返金を求めず、転出先自治体には新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知しているといった自治体もあります。

子どもの貧困が進む中で、全国的に前倒しをする自治体は広がっております。3月のこの時期、入学するお子さんがいる家庭では、就学援助制度の対象になっていない家庭でも入学の準備が大変だという話はよく聞きます。まして生活困窮世帯ではなおさらのことだと思います。生活困窮世帯の立場に立っていただいて、入学準備金の立てかえをしなくても済むように、入学準備金を入学前に支給を求めることについて、ご所見を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 原発問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、原子力所在地地域の首長懇談会の内容についてであります。昨年12月21日に開催された懇談会におきまして、かねてから要求をしておりました原子力安全協定を改定し、近隣市町村に対して所在地と同等の権限を付与すること等について回答が原電からございました。しかし、その回答内容につきましては、隣接自治体に対する権限拡大についての言及がなく、ゼロ回答に等しいもので、納得のいくものではありませんでした。このため、懇談会といたしまして、一層の要請行動が必要であるとの結論に達し、去る2月9日、原子力発電社長に対しまして原子力安全協定の見直しに関する要求書を提出したところであります。

内容につきましては、繰り返して求めてきた趣旨とは著しく隔たりがあり、失望極まりなく、大変遺憾である。改めて原子力安全協定の見直しなど、誠意ある取り組みを進められるよう強く要求するという内容のものでございます。

次に、原電は再稼働について安全協定の見直しをしないで申請しようとしていることに対する私の考え方についてご答弁させていただきます。

安全協定の見直しをしないまま原電が延長あるいは再稼働申請をするという情報につきましては、報告を受けておりません。これまでも申し上げてまいりましたことではありますが、再稼働等につきましては安全協定の見直しが大前提でありますし、加えて原子力災害に対応する総合避難計画の実効性等についてもきちんと確認をした上でないと、この判断はできないと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 原発問題についてのご質問の中で、避難計画についてのご質問にお答えをいたします。

広域避難計画策定の進捗状況でございますが、現在までに茨城県から当市の避難先として、県

内としては大子町、県外としては福島県の北は会津地方から県央、県南地域を中心に20の自治体が指定されているところがございます。先月には、これらの21自治体を市長が個々に訪問いたしまして、各市町村長に常陸太田市民の避難受け入れの承諾へのお礼と、広域避難計画の策定に係る今後の協力依頼を行ってきたところがございます。

現在、広域避難計画の基本方針を立てまして、これに沿った市内各町会単位での避難先自治体の割り振りや避難経路の素案を作成しているところがございます。来年度におきましては、各世帯が原子力災害発生時に迅速、円滑な避難ができますように、各町内ごとの避難先と避難経路をわかりやすく説明しました地図形式の広域避難マニュアルの素案を示しながら、各地区ごとに住民説明会を開催いたしまして住民の皆様のご意見をお聞きし、ご理解を得ながら広域避難マニュアルを含めました広域避難計画の策定を行ってまいります。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険についてのご質問で、総合事業についての3点のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が実施されることに伴いまして、介護予防訪問介護並びに介護予防通所介護について、これまでの全国一律の介護予防給付から市が取り組みます総合事業の中の介護予防生活支援サービス事業へ移行することになり、サービスの多様化を図ることが求められているところがございます。

まず、1点目のご質問の、本事業の対象となる要支援1、2の方の平成27年から平成29年の直近3年間の人数でございますが、平成27年1月末現在で、要支援の認定を受けた方が201人、要支援2の方が272人、合わせまして473人でございます。平成28年1月末現在では、要支援1の方が206人、要支援2の方が271人、合わせまして477人。そして平成29年1月末現在では、要支援1の方が220人、要支援2の方が283人、合わせまして503人の方が要支援1、2の認定を受けている状況でございます。

続きまして、多様な提供主体の確保はどのように進んでいるのかについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市が4月から提供するサービスについて申し上げますと、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のそれぞれにつきましましては、これまでのサービスと同様の現行相当サービスと、これまでの介護予防給付の基準を緩和したサービスを新たに設定いたします。

基準を緩和したサービスの介護予防訪問介護につきましましては、掃除、買い物等の生活支援サービスを行い、介護予防通所介護につきましましては、半日程度お過ごしいただくデイサービスを設定いたします。その他、通所型サービスにおきましては、運動機能向上、栄養改善、そして口腔機能向上の3つの内容を組み合わせました短期集中型通所サービスを5カ月間集中的に実施するサービスを行うことといたしてございます。

これらのサービスの提供主体でございますが、現行相当のサービスにつきましましては、これまでと同様に介護事業所をお願いすることとなります。また、基準を緩和したそれぞれの介護サービ

スにつきましては、提供するサービスの内容や実施場所の確保などの問題、課題等を踏まえまして、事業所等へのアンケートの実施や説明会などを重ねて検討してまいりましたが、結果といたしまして、現行相当のサービスと同様に、やはり介護事業所に対し実施をお願いすることといたしました。

さらに、5カ月間の短期集中型サービスにつきましては、これまでの二次予防事業において事業の実施を実施主体となっておりました社会福祉協議会並びに市の健康づくり推進課が連携をいたしまして引き続き行うことといたしまして、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等専門職による指導を5カ月間18回のプログラムの中で、効果的かつ集中して行うことによりまして、生活機能の低下を抑制してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の総合事業の実施について、現行相当サービスの提供を進めることについての見解についてのご質問にお答えをいたします。

市が4月から提供するサービスにつきましては、先ほどの答弁の中でも触れておりますが、その中の現行相当サービスにつきましては、これまでサービスを利用していた要支援の方が、相互事業が実施されたことによりまして、急にこれまでのサービスを利用することができなくなってしまい支障を来すような状況を避けるために、国が設定を義務づけているものでございますので、これに係る費用の設定につきましては、これまでどおりのサービスを提供いただくことを踏まえまして、サービスを提供する事業所に配慮し、国の基準に準じて設定をいたしました。

今回、総合事業を実施する背景といたしましては、拡大するニーズへの対応、サービスの多様化による費用の効率化など、利用者側の視点、あるいは市の側の視点、双方においてそれぞれメリットがもたらされるものであるという考え方に基づきまして、利用者の生活の質を維持することや、また、サービス提供者の確保を踏まえたものでなくてはならないなど、拙速にサービスの利用を制約したり、また、費用の圧縮を求めたりすることはできないものであると考えております。したがって、当初予算におきましても、むしろ利用者の選択肢が広がるものとして、それぞれのサービスの提供に必要な予算額を見積もり計上いたしております。いずれにいたしましても、介護保険制度の持続可能性を高めるべく、利用される方のサービスの選択肢を広げるためには、民間事業者等の動きなども含めまして、多様なサービスの提供者の確保に相当程度の時間がかかるものと考えております。

市といたしましては、そのような中で、4月から基準を緩和したサービスを含めまして本事業を実施するわけでございますが、サービスを利用される方の不安や誤解などが生じることのないよう、また、その方々にとりまして、よりよいサービスの提供ができるよう、地域包括支援センターと関係機関との連携を密にしまして、既存サービスの洗い出し、さらにはブラッシュアップなども含めまして、一定の期間をかけて慎重に総合事業の実施体制等の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、保育所待機児童解消策についてのご質問で、待機児童の実態と待機解消対策についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、保育の実態についてでございますが、市内には保育園・認定こども園が、民間の保育園

3園、私立の保育園5園、認定こども園1園の計9園ございまして、それぞれにおいて保育サービスを実施しております。

ご承知のとおり、平成27年2月から新たに民間保育園の太田さくら保育園が開設されたことによりまして定数の拡大が図られ、また、平成29年度においては、さらに20名の定数増加を図ることなどによりまして、平成29年度当初におきましては、定員数が755人で、これは平成26年度に比べまして134%の定数となっております。755人の定数でスタートすることといたしているところでございますが、市の子育て支援策の効果や核家族化、あるいは女性の就業等、社会情勢の変化等によりまして年々保育ニーズが高まっているところでございまして、本年4月末現在での入園予定者は、定員755名に対しまして、入園者797名で106%の入園率になると見込んでいるところでございまして、さとみこども園を除く8園では、保育士を確保することによりまして定員もしくは定員を超えた園児に入園いただく予定でおります。

待機児童数でございまして、両親の就労、あるいはひとり親の就労等で保育に欠けるということから保育園等を申し込みいただいた方につきましては、待機状態となっている方はおりませんが、求職活動を理由にいたしまして保育園の入園申し込みをいただいている児童5名が待機状態になっておりますので、入園の体制が整い次第、入園の案内をいたしたいと考えております。

なお、入園が決定されるまでの間は、一時保育などのサービスを利用いただくことなどをご提案させていただきたいと考えているところでございます。

また、潜在的待機者数でございまして、平成29年5月以降に育児休暇等が終了いたしまして職場などに復帰する予定の方が28名おきまして、こちらの方々につきましては、育児休暇明けに順次入園をいただくことで予定をいたしております。

さらに、希望の保育園等以外には入園する意思がない、いわゆる私的理由によりまして待機状態となっている児童でございまして、いずれも両親が求職中の方でいらっしゃる方が18名おきまして、

待機児童解消対策についてでございますが、前段で申し上げましたとおり、保育園児の定数拡大を図ってきておきまして、平成29年度中におきましては、さらに民間事業者が小規模保育園を建設、開園する予定がございまして、国・県等の補助を活用しながら、開園に向けまして支援をしてまいりたいと考えております。さらに、平成30年度4月の開園に向けまして、のぞみ幼稚園の認定こども園化を推進しているところでございまして、保育園児の定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、保育士不足についてのご質問で、国に保育士の賃金引き上げを求めることについてでございますけれども、国・県等におきましては、これまでもさまざまな補助制度や施設型給付の加算措置などで保育士の待遇改善策を実施してきているところでございますが、平成29年度におきましても保育士の人材確保に向けた総合的な対策のメニューが新設、拡充され、さらなる保育士不足対策が図られる予定であると伺っております。当面は国の動向を注視しながら、市といたしましても、民間保育園でこれらの施策、対策が十分に活用され、また保育士不足対策や待遇改善が図られますよう助言、指導、さらには支援をしてまいりたいと存じます。

次に、市独自の支援を行うことについてでございますが、現在も保育士の待遇改善や確保により児童の福祉向上を図ることを目的といたしまして、私立の保育園に対しまして私立保育所運営費補助を行ってございます。これは民間の保育園児一人につきまして、月1,500円を助成するものでございます。これらを市の独自事業として実施しているところでございまして、さらなる支援策の必要性等につきましましては、現在実施している施策の成果、効果等を十分検証しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず、本市における子どもの体力づくりの現状と課題についてお答えいたします。

県では毎年、児童生徒の体力や運動能力の現状を明らかにし、体育指導や保健指導の改善に役立てるために、小学1年生から高校3年生における児童生徒の体力や運動能力を調査しております。体力面につきましましては、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルランを通して筋力や柔軟性、持久力などを、また運動能力面につきましましては、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げ等を通して走る力、跳ぶ力、投げる力等を診断しております。

本市におきましては、ほとんどの種目において、県の平均を上回る結果となっております。ただ、本市における約10年前の平成19年度と平成28年度との体力・運動能力調査の結果を比較しますと、ほとんどの種目において大きな変化は見られませんが、ボール投げの結果については低下の傾向にあり、課題として受けとめております。そのため各小学校においては、投げる機会を多くするためドッジボールを奨励したり、正しい投げ方を覚えるため、ベランダから斜めにおろしたひもにバトンを通し、そのバトンを投げる場を設置したりするなどして、子どもたちが楽しみながら投力を向上させる工夫をしております。

また、児童生徒の総合的な体力向上を図ることも大切でありますので、小学校では業間休みや昼休みに外遊びを奨励したり、マラソントイムを設定したりして、遊びを通して児童の体力向上に努めておるところであります。中学校でもランニングを多く取り入れた授業を展開したり、冬季の部活動では合同でのサーキットトレーニングを実施したりするなど、学校の実態に応じた取り組みを行っているところであります。

次に、子どもの健康生活実態調査についてお答えいたします。

各学校におきましては、4月に保健調査票を用いて健康調査を実施し、4月から6月に行われる医師による健康診断に生かしているところであります。また、長期休業明けに生活アンケート等を実施したり、体力テストの時期に運動習慣等の調査を行ったりして、児童生徒の健康面や生活面の実態把握に努めております。これらの結果を踏まえ、担任や養護教諭は、児童生徒一人ひとり個別に健康相談を行ったり、保護者へ助言等を行ったりしております。

いずれにいたしましても、今後とも教育委員会といたしましては、学校に対しこれらの調査結果について、より個人の課題、学校等の課題を詳細に分析し、家庭と連携しながら一人ひとりの

児童生徒の実態に沿った健康増進や体力づくりのための支援ができるよう指導，助言してまいりたいと考えております。

続きまして，入学準備金を入学前に支給を求めることについてお答えいたします。

本市における新入学児童生徒学用品費，いわゆる入学準備金の支給に該当する準要保護に認定されている児童生徒数を今年度4月に入学した小学1年生と中学1年生で見ますと，平成29年2月1日現在で，それぞれ16人，35人おります。市では現在，新入学児童生徒学用品費を初め，給食費など12の費目を，当該年度4月1日に要保護，準要保護に認定した児童生徒の保護者に対し7月に支給を行っているところであります。

ご質問の入学前の支給については，児童生徒の進学先が確定してから就学援助の認定が事務処理上妥当であることを原則としますが，この就学援助制度は保護者の経済的負担を軽減することを目的としておりますので，今後はできるだけ事務手続を早目に行い，7月に行っていた新入学児童生徒学用品費を保護者の手元に5月に届けられるよう検討してまいりたいと思います。

なお，3月支給の実施につきましては，県内の他市町村の援助金の支給時期の状況や，今年度から3月支給を行う守谷市での事例等を調査，研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 市営住宅の連帯保証人の条件緩和についての4点のご質問にお答えいたします。

市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対し，低廉な家賃で賃貸するために建設された市が管理運営する住宅でございます。市営住宅の連帯保証人につきましては，市営住宅の入居者の身元保証に限らず，家賃等の債務とその他の義務を入居者と連帯して履行する役割をお願いいたしますので，入居者が生活困窮，病気等を初め，何らかの事情により家賃の納付やその他諸手続ができないなどの事態が生じた場合には，入居者にかわって履行していただくこととなります。以上のようなことから，連帯保証人につきましては，ご質問にもございましたが，独立の生計を営み，確実な保証能力を有していること，親族または市内に居住，もしくは勤務している方であることを条件に，2名の登録をお願いしております。

まず，1点目の連帯保証人を2名から1名にすることにつきましては，これまで家賃納付の担保性を高めるために必要人数を2名としておりますが，近年の納付指導の徹底等により，現年分の収納率は約100%の状況が続いており，現状を踏まえすと連帯保証人を1名としても特段の支障がないものと考えられますので，連帯保証人を1名とすることについて検討してまいりたいと考えております。

次に，2点目の連帯保証人の居住地または勤務地の要件についてでございますが，平成24年10月から入居要件を緩和し，中学校卒業前の子がいる世帯や新婚世帯につきましては，居住地または勤務地が市外であっても申し込みができるようになりましたので，市外出身の申込者が市内に居住地または勤務地がある方を連帯保証人とすることが困難な場合も生じておりますので，

居住地または勤務地要件の緩和につきましても早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の連帯保証人の収入の要件につきましては、年収がおおむね100万円以上ある方に連帯保証人の手続をお願いしておりますが、これは家賃等の債務を連帯保証人として負うことが想定されますので、その際に入居者にかわり家賃を納付することとなる場合が生じますことから、収入要件につきましては、今後も引き続き現行の水準を保っていく必要があるものと考えております。

最後に、4点目の生活保護世帯の連帯保証人の免除につきましては、現在他の申込者と同様に2名の連帯保証人の手続をお願いしておりますが、生活保護受給者の中には親族がいない、または親族はいるが諸事情により2名の連帯保証人を探すのが困難であるとの意見を聞いております。家賃納付の担保性の確保のみならず、さまざまな事態に対応するためには、1名の連帯保証人は必要と考えておりますので、連帯保証人を免除しゼロとすることは困難であると思われま

す。市営住宅の入居希望者に対しましては、昨年4月から市内に居住している方に限り、住民票謄本や収入証明書等の各種証明書の提出を免除するなどの申し込み手続の簡素化を実施しております。また、今年4月からは、市外から入居する方の条件として、婚姻後の期間を3年から10年に延長するなどの入居に際しての要件緩和等の条例改正を今議会に上程しているところでございます。

子育て世帯等が申し込みやすい環境を整え、定住促進を図ることにより、少子化・人口減少対策にも効果が見込まれますので、早急に連帯保証人の条件緩和を初め、入居要件の緩和等について、県内市町村の公営住宅の申し込み要件等も踏まえながら検討を進めますとともに、引き続き良好な市営住宅の管理運営に努めてまいります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 2回目の質問をいたします。

1点目の原発問題についてですけれども、東海第二原発の再稼働と避難計画について、先ほど市長からご答弁いただきました。避難先である大子町、そして福島県を含めると21自治体になりますけれども、全部の自治体に常陸太田市の5万人受け入れを要請してきたということでありま

す。大変お疲れさまでございました。やはり現地に行きますと、また新たなことを認識するというようなこともあったのではないかと思いますけれども、例えば市長は、これまでも実効性のある避難計画とおっしゃっておりますが、この実効性ということで、もう少し具体的にご答弁をいただければと思います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 避難計画は絵に描いた餅では全然役に立ちませんので、そういう意味からきちんと市民が安全を確保、担保できて避難ができる、そういう計画を私は実効性のある避難計画と呼んでおります。

今回、福島県、大子町も含めて21の自治体を全部回りまして、いろいろとお願いをしてきたところでありますけれども、私はその中で、今県が考えている、できるだけ市民の方が自家用車

での避難，それから，自家用車で避難できない人たちにとっては，バス等の手配をしてそれでの避難ということになるわけですが，何せ原発に近いところ，地域で言うと旧太田地区の原発に近いほうの住民にとっては，一番遠い西会津の会津坂下とか会津美里とか，あるいは下郷町とか，そういうところへ避難をするような計画になっていまして，あともう一つ，季節性の中で，例えば冬場に行きましたから，今回も雪の降る中を走ったわけですから，そういう状態で本当に当市民が安全に避難できるのか，そのあたりも現地の状況等も踏まえながら，今後総合的な避難計画を作るわけですから，その中で十分に精査をしていく必要があるなというふうに強く感じた次第であります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 続いて，2月9日の首長懇談会の冒頭，座長を務められた東海村の村長が，周辺市への権限の拡大について明確な回答がなかったと。この期に及んでも原電側は明言を避けているわけですが，こういう中で協定の見直しを強く求められたと。関係5市町の市長，副市長がそれぞれ意見を述べておられて，例えば，大久保市長は「安全を確保する上で協定の見直しは不可欠だ」と。それから日立市は，このときは副市長が出席だったようですが，「福島の影響は広範囲に及んでいる。原発の所在地だけとの協定では意味がない」，また，那珂市の副市長は「誠意ある回答がないのは遺憾だ」，水戸市副市長は「市民を守るという意向を踏まえて対応していただきたい」と，このようなことであります。

昨年12月21日の懇談会においてもゼロ回答ということでもあります。6市町村の首長懇談会で5市の権限拡大ですが，安全協定の見直しですが，やはりこれは引き続き強力に進めていっていただきたいと強くお願いしたいと思います。

2点目の介護保険制度につきましては，国は要支援1，2を介護保険制度から外して，最終的に家事などの援助はボランティアでもいいんだというような中身でしたけれども，先ほどの部長答弁の中で，介護事業者が対応すると。それから健康運動，あるいは口腔機能向上，こういう複合型のサービスといいますか，これについては社協と一緒に進めていくという話でしたが，この場所は，会場といいますか，どのように確保していくおつもりなのか伺います。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 運動機能向上，栄養改善，口腔機能向上の3つの内容を複合的に行うサービスの実施場所についてのご質問ですが，太田地区，金砂郷地区，水府地区，里美地区，4地区それぞれにおいて実施するという事で考えてございまして，それぞれの会場につきましては，太田地区につきましては総合福祉会館，金砂郷地区につきましては金砂郷保健センター，水府地区につきましては北部保健センター，水府総合センターでございまして，里美地区につきましては里美保健センターで行うということで，現在実施に向けまして最終調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 1から3ですが，今後この事業を進めていく上で，例えば専

門の歯科衛生士、医師などの確保というのは大丈夫なのでしょうか。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 これらの事業につきましては、今回4月から新しい形でスタートいたしてまいりますけれども、これまでの介護予防事業でそれぞれ取り組んできております。その中で、それぞれ専門職を確保しながら進めてきてございますので、それらの方々を今後においても活用しながら実施をしてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 4月1日から新たに総合事業に要支援1、2は移行して始まるわけですが、サービスの低下がないように、引き続きしっかりした対応といたしますか、綿密な対応をお願いして、要支援1、2の方が介護を受けるようにならないような援助、指導をぜひお願いしたいと思います。

時間がなくなってきましたので、飛ばしまして、入学準備金の前倒し支給について先ほど答弁いただきました。これまで県内の大半が7月支給になっておりますけれども、本市では5月に支給できるようにということです。さっき文科省の通達を紹介しましたが、やはり生活困窮者、教育上非常に困難を抱えている家庭には、早い話、5月あるいは7月に支給するものですから、ある程度事務事業のことで複雑化するかと思いますが、その辺をよく研究されて、ぜひ3月中には、生活困窮世帯が立てかえをしないで済むように、困らないように、そういう計らいの検討を再度お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

終了1分前です。

○中原一博教育長 先ほども申し上げましたように、守谷市が先行事例で今年度やりますので、それについて調査・研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 新年度が始まるわけで、予算書もこれから審議するわけですが、やはり常陸太田市民の方が子どもからお年寄り、そして障害者の方も含めて、生まれ育った常陸太田市で安心して住めるように、施策の充実をぜひ図っていただきたい。私も頑張っていきたいと思っておりますけれども、このことを申し上げまして、一般質問を終わります。

---

○益子慎哉議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分散会